

不当要求防止責任者講習会に関するよくある問い合わせ



講習は、必ず受講する必要がありますか。

回答 任意の講習ですので、必ず受講しなければならないものではありません。しかし、暴力団対策法には、「責任者に講習を受けさせるよう努めなければならない」と事業者の努力義務として明記されていますので、可能な限り受講してください。



案内葉書（往復葉書・講習通知書）はいつ届きますか。

回答 選任届出書を提出してから概ね1年以内に講習のご案内を送付します。その後は、概ね3年に1回講習のご案内を送付しますが、受講状況によっては3年以上の期間を要することがあります。



すぐに講習を受講する必要があるのですが、案内がなくても受講できますか。

回答 講習の案内がない場合でも、選任届出書の提出が完了していれば、当センターHPに掲載している講習実施計画表をご確認いただき、講習受講申込書を提出した上で受講していただくことができます。（先着順です。）



案内葉書（往復葉書・講習通知書）の講習日ではなく、別の日で受講したい。

回答 通知された講習日時や会場で都合が悪い場合は、当センターHPに掲載している講習実施計画表をご確認いただき、希望の講習日等を返信葉書に記載して返送してください。



事業所単位で責任者講習を開催してもらうことは可能ですか。

回答 責任者を概ね30人以上集められる事業所であれば、当該事業所だけで臨時講習を行うことができます。講習は無料ですが、会場の確保をお願いします。



講習会で視聴したDVDを事業所内の研修会で使用したいので貸してもらえますか。

回答 当センターでは不当要求対応要領のDVDを数多く揃えて無料で貸し出ししていますので、ぜひご利用ください。（詳細はHPでご確認ください。）講習で放映しているDVDについては、年度内の講習が終了後に貸し出し可能となります。



公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター



ホームページ <http://www.botsui-fukushima.jp> / Eメール fukushima01@botsui-fukushima.jp

福島相談所

〒960-8043 福島市中町 8-2
福島県自治会館 3階
TEL 024-572-6960 FAX 024-572-6961

郡山相談所

〒963-8024 郡山市朝日 1-23-7
郡山市役所内
TEL・FAX 024-939-8930

不当要求防止責任者制度とは？



法律に基づく制度

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（以下「暴力団対策法」という。）は、公安委員会が、ある一定の条件を備えた暴力団を「指定暴力団」として指定し、その指定暴力団の組員が行う犯罪に至らない要求行為をはじめとした各種活動を行政的措置によって規制するほか、事業者や暴力団被害者に対する援助、官民一体となった暴力団排除活動を推進する施策について規定しています。

「暴力団対策法」では、公安委員会が事業者の方に対して、暴力団からの不当要求行為による被害を防止するために、



責任者講習



資料の提供



助言

などの

援助
を行うことを
定めています。

不当要求防止責任者に関する根拠法令



○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（＝暴力団対策法）

（事業者に対する援助）

- 第14条 公安委員会は、事業者（事業を行う者で、使用人その他の従業者（以下この項において「使用人等」という。）を使用するものをいう。以下同じ。）に対し、不当要求（暴力団員によりその事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。以下同じ。）による被害を防止するために必要な、責任者（当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であって、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。）の選任、不当要求に対応する使用人等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 2 公安委員会は、前項の選任に係る責任者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該責任者に対する講習を行うことができる。
 - 3 事業者は、公安委員会から第1項の選任に係る責任者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該責任者に講習を受けさせるよう努めなければならない。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則

（責任者の選任の届出）

- 第17条 事業者は、責任者を選任した場合において、不当要求による被害を防止するため、当該責任者を通じて公安委員会から法第14条第1項の援助を受け、又は当該責任者に責任者講習を受けさせる必要があると認めるときは、責任者を選任した旨を公安委員会に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出は、別記様式第9号の責任者選任届出書を公安委員会に提出して行うものとする。



あなたの事業所では

不当要求防止責任者

の選任はお済みですか？



1 不当要求防止責任者

(1) 不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）とは

事業者の業務を統括管理する者であって、暴力団員からの不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいいます。

(2) 責任者の役割

- ・不当要求に対する各事業所の内部体制や録音機等の整備
- ・使用人等に対する不当要求についての指導・教育の実施
- ・不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- ・その他被害防止に必要な業務

2 責任者を選任していただく対象

次の事業者で、その経営する事業規模の大小は問いません。

- (1) 事業を行う者で、使用人その他の従業者を使用する事業者
(例)個人事業者、民間企業、公益法人、協同組合等の団体、行政機関等
- (2) 事業者が業務を行う単位である事業所
(例)本社、支社、営業所、出張所等

3 責任者の要件

業務全体を統括管理する総務又は法務部門などの一定の管理者・責任者の立場にある人や対応部署でのトラブル事案等に関する情報・報告を把握できる人

(例)企業の総務部門担当者、支店長、次長、商店等の代表者、商店主等

4 責任者を選任していただく人員

原則として、事業者ごとに各1名ですが、希望により複数名を選任する場合は、選任した不当要求防止責任者ごとに届出書を提出してください。

なお、1人の方が複数支店の責任者を兼務することは禁止されていませんが、平素からの対応要領準備や、不当要求があった際の指揮・対応をスムーズに行うため、できる限り1事業所ごとに1人以上の責任者を選任することが望ましいです。

5 責任者を選任した場合の手続き

事業者の管轄する警察署刑事課（又は刑事第二課）に「責任者選任届出書（警察署備え付け又は福島県暴力団放逐運動推進センター（以下「当センター」という。）HP掲載）」を提出してください。

* 警察庁Webサイトからオンライン申請が可能となりました。



6 責任者を変更する場合の手続き

責任者を変更する場合は、速やかに責任者を選任し、事業者を管轄する警察署に責任者選任届出書を届出してください。

不当要求防止責任者講習を受けましょう

無料

1 講習の目的

責任者に対し、不当要求への対応要領の指導、資料の提供、助言等を行い、暴力団からの不当な要求を排除することを目的としています。

2 講習の対象

公安委員会に届出された責任者を対象に実施します。



3 講習の種別

- (1) 選任時講習・・・初めて責任者に選任された者を対象に、届出書を受理してから概ね1年以内に行う講習です。
- (2) 定期講習・・・選任時講習を受講した者を対象に、概ね3年に1回行う講習です。
- (3) 臨時講習・・・特別の事情が生じた場合にその都度行う講習です。

4 講習の実施機関

当センターが福島県公安委員会から委託を受けて、福島県警察・福島県弁護士会と連携し講習を行います。

5 講習の主な内容

- (1) 暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- (2) 不当要求に対する対応要領
- (3) 暴力団排除対策DVD視聴
- (4) 被害防止関係法令
- (5) 弁護士から見た暴力団対策（年6回）



6 講習の日程

- (1) 日程は当センターのHPに掲載の「不当要求防止責任者講習実施計画表」のとおりです。（新年度の講習日程は4月初旬、年6回行う弁護士による講義日については5月中旬に公表予定）
- (2) 受付13:00～・講習時間13:30～16:30（3時間）

7 講習の受講申込方法

- (1) 選任届と同時に申込される方や案内葉書が届いていない方・・・事業者の管轄警察署刑事課（又は刑事第二課）に「責任者講習受講申込書（警察署備え付け又は当センターHP掲載）」を提出してください。
- (2) 案内葉書が届いた方・・・講習受講対象の責任者宛てに、案内葉書（往復葉書・講習通知書）を郵送します。講習受講申込書（返信葉書）に必要事項を記載し返送して下さい。

※ 現在オンラインによる申請は行っておりませんが、運用する際は当センターHPでお知らせします。



8 講習後の対応

講習後は、受講修了書やステッカーの掲示や事業所内で責任者が中心となって不当要求についての指導・教養を実施するなど組織として対応できるように平素の準備を進めてください。